

第 1 1 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 7 年 7 月 2 8 日 (木)

第 1 1 回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成 1 7 年 7 月 2 8 日 (木)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 馬頭町山村開発センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第 9 号 特別職の身分の取扱い (協定項目 1 1) の具体的調整について

報告第 1 0 号 使用料、手数料等の取扱い (協定項目 1 5) の具体的調整について

報告第 1 1 号 保健予防事業の取扱い (協定項目 2 5 - 6) の具体的調整について

報告第 1 2 号 環境対策事業の取扱い (協定項目 2 5 - 1 2) の具体的調整について

報告第 1 3 号 商工観光事業の取扱い (協定項目 2 5 - 1 4) の具体的調整について

報告第 1 4 号 社会教育事業の取扱い (協定項目 2 5 - 1 8) の具体的調整について

報告第 1 5 号 その他の事業の取扱い (協定項目 2 5 - 1 9) の具体的調整について

(2) 協議事項

協議第 4 7 号の 2 新町の町章について

(3) その他

馬頭町及び小川町の廃置分合について

町長職務執行者及び行政委員会委員等の選任方法について

住所変更に伴う手続き等について

4 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 23 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 矢 内 修 石 田 彬 良 大 金 市 美
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子
岩 村 文 郎 小 峰 直 人 藤 澤 征 夫 川 上 宗 男
福 島 泰 夫 杉 本 益 三 塚 原 博 長 谷 川 顕 一
船 山 伸 郎 佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子 佐 々 木 文 子
亀 田 昇

欠席した委員 【計 2 名】

藤 田 眞 一 福 田 正 男

事務局の出席 【計 20 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆
泉 正 夫 薄 井 裕 桑 野 豊 夫 山 田 廣 充
菊 地 英 夫 大 森 一 良 吉 成 啓 二 佐 藤 良 美
鈴 木 文 男 星 和 好 荒 井 進 高 野 正

〔開始時刻：午後 1 時 29 分〕

〔終了時刻：午後 3 時 18 分〕

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） それでは、若干時間が早いんですが、皆様お見えでございますので、ただいまから第11回合併協議会を始めさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日の第11回協議会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

当協議会も現在のところ、予定では9月22日の第12回の協議会が最終協議会というふうなことでございます。今まで皆様方のご協力によりまして協議も大変順調に推移をしております。事務局レベルでもそれぞれの両町の事務のすり合わせで大変夜遅くまでご苦労を願っておるところでございます。おかげさまで順調に現在まで推移しておりますこと、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

昨日の新聞でご覧になった方も多いかと思いますが、いわゆる両町とも財政計画の中で国の交付金というものは大きなウエートを占めておるわけでありましたが、この国の三位一体改革等によりまして大幅に減少がしているところでございます。そういうふうな中でこの17年度から新たに交付税の算定基準の中にいわゆる各自治体の経営努力というふうなものを初めて導入をしたということでありまして。そういう中で、県下各市町村が減額している中で、小川町におきましては17%も増加したというようなことは、大変な経営努力をなされているなど、こんなふう感じたところであります。

合併をいたしましても交付税の削減や特に建設計画でも予定をしております合併補助金等も総務省と財務省との関係で大変不確実な様相もございます。いずれにしても、そういうふうな面での財政が大変両町にとりましても厳しくなるというふうなことが予想されるわけですが、そういうふうな厳しい財政状況の中でいかに両町が将来に希望を持てるような町づくりをしていくかというようなこと、この協議会でも十分、あとわずかではございますが、委員さんのご協議を、そういう意味での協議をよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、早速協議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

議事に入る前に出席委員の確認をいたします。

委員23名中21名の出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることを報告いたします。

本日の会議資料の確認ではありますが、お手元に本日の会議次第があるかと思ひます。

なお、先日送付いたしました第11回馬頭町・小川町合併協議会資料をお持ちいただいているかと思ひます。本日会議資料をお持ちでない方がおりましたら事務局にご連絡をいただきたいと思ひます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、規約の定めによりまして議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議を進める前に会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、小峰直人委員と亀田昇委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思ひます。

報告第9号 特別職の身分の取扱いの具体的調整について、初めに新町特別職等報酬等審議会の大金会長よりご報告をお願いいたします。

新町特別職等報酬等審議会議長（大金 進君） 報酬について趣旨説明をいたします。

9ページから11ページまでご覧になっていただきたいと思ひます。

私たち8名、審議委員を委嘱されまして大変責任の重さを痛感しながら審議をまいりました。

最初に、合併協議会で設定してくれました第1回会議を開きまして、回数は委員さんの希望する回数で答申をしてくださいと、2回、あるいは3回ぐらいで答申をくださいということでした。それで、第1回目はいろいろ資料をいただきまして、それを検討して第2回目に答申書を作成するという予定でしたが、その間委員の方からしばらく資料を検討して1回勉強会を開いたらどうだろうということ、事務局のいる前では意見を言うのもちょっと言いづらいこともあるので、委員だけで会議をやったらどうだろうかという意見がありましたので、1回その会議を開きました。合計3回で答申をしたわけですが、9ページから10ページのとおり全会一致でまとめまして、答申をしたわけであります。

委員の意見について若干つけ加えたいと思ひますが、9ページの下から委員の意見というのがありますが、合併により人口、面積が増えること、さらに合併時の重要な時期の調整を担うことを考慮すべきであると、新町議会議員は現在の馬頭町・小川町の議員合計数より14人少なく、それだけ責任の度合いも大きいものとなることを考慮すべきであると、現時点で新町発足後の数年を見通した報酬等の額を決めることは困難である。まずは新町発足時の報酬等を決定し、その後新町の行財政の状況を踏まえた報酬等の額の決定を新たに新町において審議会

を設置することと、議会の議員の報酬等については、合併特例の期間中は議会議員の在任特例を適用することから減額すべきであるという意見もあったと、このほかたくさんの意見もありましたが、まとめてこんな答申にしたわけでありませう。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から報告をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

第11回協議会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 特別職の身分の取扱い（協定項目11）の具体的調整について。

特別職の身分の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容。

- 1．特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。
 - （1）町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （2）議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （3）教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （4）農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
- 2．審議会等については、2町に設置されていて新町において引き続き設置する必要があるものは原則として統合するものとする。

ただし、1町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度の基に調整するものとする。
- 3．その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。

平成16年12月3日確認。

具体的調整結果。

常勤の特別職の給料の額、議会の議員、行政委員会の委員、審議会等の委員及びその他の付

属機関の委員等の報酬の額については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会長、川崎和郎。

会議資料の3ページから報酬の額となりますが、特別職等の報酬等の額の調整に当たりましては、先の合併協議会での確認内容に基づきまして調整の統一方針を設定し、検討を重ね、また、特別職等報酬等審議会の審議結果を尊重しまして決定に至ったものでございます。

議会議員、町長等四役、職務執行者の報酬等につきましては、特別職等報酬等審議会におきまして慎重なご審議をいただきましたが、その答申を受けました額となっております。その他の非常勤の特別職につきましては、調整の統一方針としまして、設置人数及び任期については、法の定めによるほか、現行の制度を基に検討したものでございます。

また、報酬の額については、現行の額、同規模の自治体の例を基本とし、原則として現在の2町の報酬を上回らないこととしたものでございます。

なお、年額については、年間を通じて定期的な業務がある場合、月額については常勤の職員の勤務形態と同様またはそれに近い場合、日額は不定期でかつ年に数回程度の業務の場合で、その額につきましては、5,000円に統一したものでございます。

それでは、4ページから説明に入りますが、定数及び任期については、省略をさせていただきます。

報酬等の額について主なものを読み上げてまいります。

まず、1 常勤の特別職、町長、給料月額72万円、町長職務執行者、給料月額72万円、助役、給料月額58万5,000円、収入役、給料月額55万5,000円、教育長、給料月額53万5,000円。

2 議会の議員、議長、報酬月額32万円、副議長、報酬月額25万円、議員、報酬月額22万円。

3 行政委員会の委員、教育委員会、委員長、報酬年額15万5,000円、委員、報酬年額14万円。選挙管理委員会、委員長、報酬年額8万円、委員、報酬年額7万円、監査委員、学識選出、報酬年額24万円、議員選出、報酬年額19万円。固定資産評価審査委員会、委員長、報酬日額5,000円、委員、報酬日額5,000円。農業委員会、会長、報酬年額25万円、職務代理者、報酬年額21万円、委員、報酬年額20万円。

4 審議会等の委員につきましては、6ページまで、5 その他の付属機関の委員等につきましては、6ページから8ページまでとなっております。事前に目を通していただけたものと思いますので、読み上げる方は省略をさせていただきます。

それから、9ページから11ページ、新町特別職等報酬等審議会の答申の写しでございます。以上のとおり報告いたします。

議長（川崎和郎君） ただいま大金会長さん及び事務局から報告及び説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

なお、質問に際しましては挙手の上、お名前を言ってから発言をお願いいたします。
何かございませんか。

委員（佐藤勝夫君） 小川町の佐藤勝夫です。

会長さんにちょっとお尋ねしたいんですが、特別職の報酬の件でございます。その件につきましては審議会の委員さん、本当にご審議いただきましてありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

まずは、特別職の四役なんですけれども、これは自治法第133条については、別に最高額、最低額というものは明記されていないように存じますので、そういう中で馬頭町の四役については5%ですか、減額しておりましたね。それで新聞紙上にも報道されました。本当にその自治体のこれから先のことを考えての削減だったと思いますが、その中でまた新町合併に向けて各種団体の補助金の減額等が現在行われておりますよね。そういう中でまず那珂川町になると町財政は本当に特別よくなるのかということが一つ。

それから、今まで5%削減した数字を今度はプラスして今度は5%上げるという、そういう数字になりますよね。本当に減額したばかりなのにそれがまた必要性があるのかどうか。

それと、本当に寝食忘れて小川町の渡辺町長さんいろいろな事業をやって頑張ってもらいました。つきましては町長報酬は68万円、そういうことを考えますと馬頭町の町長さんの額と小川町の町長さんの額とこれ半分ですよ。2分の1にして70万円ぐらいがいいんじゃないかなというふうに町民の受け方もその方がいいのではなからうかなと思うんですが、まず会長さんの所見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（川崎和郎君） 会長というと私ですか。こちらの大金会長さん、私ですか。

委員（佐藤勝夫君） 合併協議会の会長です。

議長（川崎和郎君） そうですか。わかりました。

今、佐藤さんのご質問は、特別職、特に町長給料について馬頭町は5%カットをしているのではないかと、それから小川町では68万円とこういうふうなことで、70万円相当が適当ではないかとこういうふうなお話かと思えます。

確かに財政的にも冒頭にお話し申し上げましたように、これから合併をしても国の三位一体改革の中での税財源の移譲というふうなことでありますが、この小規模市町村では大変課税客体というか、人口の少ないところでは従来から見るとかなり大幅なカットをされ、それから合併補助金等もまだ定かではないというような不透明な状況にありますので、財政はより厳しくなるというような状況かと思えます。

ただ、今回の答申につきましては、この報酬等審議会の皆さんが慎重な審議をなされたというふうな経過から考えましてもこの答申を尊重すべきものとこのように現時点では考えており

ます。

よろしいですか、佐藤さん。

どうぞ。

委員（佐藤勝夫君） そういう話をしてもやる気がないというならばそれはいたし方ないと思います。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

どうぞ。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

6ページの5番、その他の付属機関の委員等というところで、(11)番の行政区長というのがありますが、これが那珂川町として定数が14ということで、この数字は現在の小川町の行政区の数と同じわけです。それで行政区については那珂川町として小川町の例に倣うということでしたが、現在の馬頭町には自治会組織というのがあるかと思っております。そこで、こういう行政区長等の委員で現在の馬頭町の自治会長さん、そういう方の扱いがこの数字の中でどうなっているかお聞かせいただきたいと思うんです。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、お答え申し上げます。

13番から14番まで、これが馬頭町の現在の小川町の行政区長さん、それから班長さんに当たる行政協力員、それから事務連絡員、事務連絡補助員となっております。現行のままの数を小川町も馬頭町も現在の名称をそのまま使って、前に協議会でご確認いただいたように、合併後この行政区制度に移行することになっておりますが、速やかにということで合併後に検討してそのときに統一を図っていくという形になっております。

以上でございます。

委員（福島泰夫君） そうすると(13)の行政協力員これが今のいわゆる自治会長さんという認識でよろしいんでしょうか。わかりました。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようでしたら、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、続きまして、報告第10号 使用料、手数料等の取扱いの具体的調整について、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号 使用料、手数料等の取扱い（協定項目15）の具体的調整について。

使用料の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）でございますが、使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

（１）使用料等については、現行を基本とし、合併時まで調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。

平成16年12月16日確認。

具体的調整結果。

教育関連施設の使用料については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

14ページをお開きいただきたいと思います。

教育施設の使用料につきましては、プールが1回単位となっているほかは1時間あたりの使用料という形に統一されております。また、営利を目的としない町民の利用につきましては、一部の例外を除きまして原則として無料、または全額免除という形になっております。町民の使用で有料になりますのは、夜間照明施設のみでございます。ただし、町内の小・中学生が利用する場合は、その定め額の2分の1の額となります。

なお、この夜間照明につきましては、平成17年10月31日までは現行のとおりといたしまして、11月1日からとなります。

そのほかに町外者利用につきましては、施設によって若干の違いはございますが、すべて有料でございます。

具体的な調整結果でございますけれども、既に目を通していただいたと思いますので、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上のとおり報告いたします。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関してご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） 発言がないようですので、ご了解いただいたものとして次に進みたいと思っております。

報告第11号 保健予防事業の取扱いの具体的調整について、事務局から説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 22ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号 保健予防事業の取扱い（協定項目25-6）の具体的調整について。

保健予防事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）。

7. 在宅当番医制については、合併時まで調整するものとする。

平成16年12月16日確認。

具体的調整結果。

在宅当番医制については、町内の医療機関に委託し、日曜休日に当番制で診療を行うものとする。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会長、川崎和郎。

23ページは、具体的調整の結果でございますが、ただいまの報告の内容と記載内容が同様でございますので、説明の方は省略をさせていただきたいと思っております。

以上のとおり報告いたします。

議長（川崎和郎君） 今の説明で何かご質問ありませんか。

委員（石田彬良君） 馬頭町の石田でございます。

結局日曜当番医ということは、日曜日に医療機関が開いているということだと思っております、それに対しましての医療機関に対しての報酬と申しますか、そういう金額的なことはどのようになっていますか。お伺いいたしたいと思っております。

保健福祉部会長（大森一良君） それではお答えいたします。

現在休日、祝日の当番医は5万円をお願いし遂行しているところでございます。今後も同額をお願いする予定でございます。5万円でございます。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ほかに質問がございませんので、次に進ませていただきます。

続きまして、報告第12号 環境対策事業の取扱いの具体的調整について、事務局から説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 24ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号 環境対策事業の取扱い（協定項目25 - 12）の具体的調整について。

環境対策事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）。

1. 環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。

平成16年12月16日確認。

具体的調整結果。

環境監視員制度については、次のとおりとする。

環境監視員制度。

1 監視員制度、人員2名、期間2年、監視日数月10日、報酬月7万円。

2 財源、2分の1は県総合交付金。

3 業務、監視活動 他、勤務時間8時30分から17時15分まで、庁用車使用、巡回日報。
平成17年7月28日提出、馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

25ページは具体的調整の結果でございますが、記載内容がただいま申し上げた内容とほぼ同様でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今、事務局から説明がありましたが、内容につきましてご質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

委員（杉本益三君） 小川町の杉本です。

環境監視員の人数が2名ということで、今までは小川町で4人、馬頭町で5人というふうに監視員がおったわけですが、2名ということでは余りにも少な過ぎるのではないかなという感じがするんですが、これどこでどういうふうに決めたんですか。それから説明をお願いできればと思うんですが。出る日数が月10日ですか、これほとんど仕事にしてやっていただくというような感じの中で2名というふうに出したんですか。それともその経過説明をお願いしたいと思うんですが。

議長（川崎和郎君） 事務局の方で。

事務局長（齋藤裕一君） 私の方から補足的な説明をさせていただきたいと思っております。

現在馬頭町では5名、それから小川町が4名でございます。勤務日数は馬頭町が週1日、小川町は4名で月5日という形になっております。新町におきましては2名、月10日ということで、この延べ時間を計算しますとというと、実質的に馬頭町の場合、一応半日程度、小川町の場合でも丸1日朝から晩までやっているということではなくて、そういう形で1日1回というふうにみますとというと4時間程度ということで計算いたしますとというと、馬頭町の場合が一応週1回ということで考えた場合には1月に4回というふうを考えますとというと、4回掛ける4時間で5名、そうしますとというと約80時間と、1日8時間としますとというと10日という形になるかと思っております。あと小川町の場合も5日間これが5回というふうにしますとというと1回が4時間、4名でこれまた80時間、日数にしますと10日ということで、ちょうど時間的には80時間、80時間、合計160時間、新町においても10日ではっきり勤務時間が今度は8時間と明記されておりますので、目いっぱい朝から夕方まで監視をしていただくということになりますとというと、この時間を計算しますと160時間ということで、延べ時間的には変わりはないということになるかと思っております。

加えて申し上げれば、小川町の場合と馬頭町の場合、現在で1人当たり全域をカバーすると

なるとそれぞれ小川町の場合は面積が少のうございますから、かなり小川町の場合は念入りで見ているというか、時間をかけて見ているという形にはなっているかと思えます。それが多少平均化されますからそういった見方ができるかどうかということについては、今後のやり方の問題かと思えますが、一応延べ時間ということでは、極端な差はないというふうにご理解いただきたいと思えます。

議長（川崎和郎君） はい、どうぞ。

委員（杉本益三君） 計算どおりは4人、5人のやつを就労時間ですか、それを計算してそれをまとめますと大体馬頭町、小川町で2人というような計算にはなると思うんですが、それはそうはいかないと思うんですよね、計算どおりには。馬頭町なんかはまして小川町より何倍も面積が広いので、1日8時間でも全域回るということは、何かがあった場合には1カ所の監視で時間がかかったということになりますと目の届かないところもあるんじゃないかというようなことございますので、私はこれ2人にしてしまうということはちょっと賛成できないんですよね。

議長（川崎和郎君） 部会の方でその辺の経過。

住民生活部会長（山田廣充君） 環境監視員につきましては、委員さんご指摘のとおり住民生活部会の中の環境分科会というところで調整を図っていたわけですが、確かにこの中でも今まで馬頭町5人、小川町が4人で合計9人いたわけですが、それを一挙に7人減らして2名にするには問題があるんじゃないかという議論が出たのは事実であります。しかし、この環境監視員制度につきましては、馬頭町の場合は平成3年から、それから小川町につきましては平成12年度からそれぞれ実施をしております、特に不法投棄されやすい場所そういうのがあるんですね。それはどういうところかと申し上げますと、林道、あるいは町道、農道そういったところで特に人通りが少ない、あるいは車の通りが少ないということが不法投棄される場所として現在報告されているんですが、両町ともおおむね不法投棄されている場所、される場所について大体限定しておりますので、それらの監視につきましては2名でも十分ではないかというふうにご考えたところでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） はい。

委員（杉本益三君） どころまでで十分だという認識を持つのがわかりませんが、この間も、佐々木さんもありますけれども、山あいの県道ですね、交通安全の期間中にごみ拾いを半日10人ぐらいですか、したわけですが、かなりの廃棄物が不法投棄してあるんですね。そういう観点からみますとなんか2人では環境の整備というか、美化が保たれないんじゃないかというような感じを大いに持つわけでございますよね。そういうことで、半日で軽トラで1台、

空き缶とかそういう大きい廃棄物は持ってこられないものもありました。そういうことですので、これからよく検討しながら2人でやってみて、あと足りない分については増員をしていただけるような含みを持ってお願いしたいと思うんですが。

住民生活部会長（山田廣充君） 十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、次に進ませていただきます。

続きまして、報告第13号 商工観光関係事業の具体的調整について、事務局から説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

報告第13号 商工観光関係事業の取扱い（協定項目25 - 14）の具体的調整について。

商工観光関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）。

2. 中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものとする。

平成17年1月6日確認。

具体的調整結果。

中小企業融資制度については、次のとおりとする。

中小企業融資制度。

1 預託金額、1億1,000万円（平成17年度）。

2 預託先、栃木県信用保証協会。

3 内容。

（1）運転資金、限度額、500万円以内。融資期間 3年以内。担保、無担保。保証人1人以上。利率、年利1.9%（平成17年度）。

（2）設備資金、限度額、1,000万円以内。融資期間、7年以内。担保、無担保。保証人、1人以上。利率、5年以内の場合は年利2.0%（平成17年度）、7年以内の場合は年利2.1%（平成17年度）。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

27ページは具体的調整結果でございますが、記載内容が同様でございますので、説明については省略をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。

ご質問がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、次に進ませていただきます。

続きまして、報告第14号 社会教育事業の取扱いの具体的調整について、事務局の説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の28ページをご覧くださいと思います。

報告第14号 社会教育事業の取扱い（協定項目25 - 18）の具体的調整について。

社会教育事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）。

5．社会体育事業については、次のとおりとする。

（1）社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時まで調整するものとする。

7．公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。

（1）公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は合併時まで調整するものとする。

8．図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。

（1）図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は合併時まで調整するものとする。

平成17年1月6日確認。

具体的調整結果。

1 合併時において社会体育施設の開館時間等については、別紙のとおりとする。

2 合併時において公民館の開館時間等については、別紙のとおりとする。

3 合併時において図書館等の開館時間等については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

29ページの具体的調整結果をご覧くださいと思いますが、事前にご覧いただいたと思いますので、調整結果のみ簡単に説明をいたしたいと思います。

利用期間等につきましては、プールを除きましていずれも1月5日から12月27日までとなっております。

利用時間についてだけ説明いたしますが、体育館を始め次のページの武道館・弓道場、それから公民館など屋内の利用施設につきましては、午前8時30分から午後9時30分まで、運動

場、29ページですが、運動場は午前6時から午後6時30分まで、夜間照明施設につきましては、引き続き6時30分から9時30分までとなっております。

30ページのプールでございますが、ご覧のように午前9時30分からと午後1時30分からの2回という形になっております。

31ページに移ります。図書館等のところで記載漏れがございますので、恐れ入りますが書き加えをしていただきたいと思います。

一番右側の具体的調整の結果の欄で、1．開館時間、2．休館日、その次の3が漏れております。「3．貸出の対象」となりますが、馬頭町の欄の「3．貸出の対象」とほぼ同じでございまして、「馬頭町」とあるところを「那珂川町」と入れ替えて転記をしていただければというふうに思います。

それでは、説明に戻ります。

図書館等の開館時間につきましては、火曜から金曜は4月から10月が午前9時から午後6時、11月から3月が午後9時から午後5時、土曜、日曜は午前9時から午後5時となっております。

なお、この開館時間を含めまして2．休館、3．貸出の対象、4．貸出冊数及び期間につきましては、ほぼ馬頭町の例に沿ったものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

内容につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

社会体育事業、29ページ、運動場なんですけれども、現在小川町では夏休み期間中「おはようランニング」という事業をやっておりますが、その開始時間が6時なわけです。それで、利用時間を午前6時からとしますと、それ以前の準備等黙ってやればどうってことないという言い方もあろうかと思いますが、これを現行5時30分よりというのを午前6時からにした理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（川崎和郎君） 事務局の方で。

教育部会長（星 和好君） 教育部会長の星でございます。

この6時にしましたのは、今、福島委員さんのお話しですけれども、それ以外の通常の現況に合わせて6時としたものでございまして、そういった特例と申しますか、そのものについてはそれなりの対処を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（福島泰夫君） 特例があるというお話を伺いましたので、了解です。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） それではないので、次に進みたいと思います。

続きまして、報告第15号 その他の事業の取扱いの具体的調整について、事務局の説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 32ページをお開きいただきたいと思います。

報告第15号 その他の事務の取扱い（協定項目25 - 19）の具体的調整について。

その他の事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

協定項目の確認内容（抜粋）。

6．指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。

平成16年12月16日確認。

具体的調整結果。

指定金融機関等については、次のとおりとする。

指定金融機関、株式会社足利銀行、取扱い店舗は馬頭支店。

指定代理金融機関、株式会社栃木銀行、取扱い店舗は烏山支店。那須南農業協同組合、取扱い店舗は馬頭支所、武茂支所、大内支所、大山田支所、小砂支所、小川支所。那須信用組合、取扱い店舗は馬頭支店、小川支店。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

33ページの具体的調整の結果は同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。

この件に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（「なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） ではないようですので、次に進みますが、ここで2時半まで休憩をさせていただきます。

午後 2時19分 休憩

午後 2時31分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開をいたします。

続きまして、協議第47号の2 新町の町章について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の34ページをお開きいただきたいと思います。

協議第47号の2 新町の町章について。

新町の町章について、次のとおり提案する。

新町の町章は、次のデザインとする。

平成17年7月28日提出。馬頭町・小川町合併協議会会長、川崎和郎。

本日の第二次選定によりまして新町の町章として最もふさわしい作品を最終的に1点選定していただきますが、その作品が次のデザインという形でこの四角の枠内に入ってくる、こういった提案の方法をとらせていただきました。

選定に入ります前に応募状況の集計結果、それから第一次選定の報告及び第二次選定候補作品の説明をいたした後、選定に当たってのお願いを申し上げたいと思います。

まず、35ページをご覧いただきたいと思いますが、町章デザインの応募状況の集計結果でございます。

まず、1の応募数でございますが、応募点数393点、実応募者数が265名、都道府県の状況ですが、23都府県、北は青森県、南は鹿児島県からの応募がございました。最年少応募者は2歳、最高齢応募者は92歳という状況でございました。

応募作品について事務局におきまして事前審査を行いました結果、有効作品数370点、無効作品数23点となりました。この無効につきましては、選定要領に基づきましてデザインの趣旨、住所、氏名等最低限の記載のないもののほかにデザイン募集チラシに記載してある要件に触れるものとしてファクス、それからメールでの応募、1枚の用紙に2つ以上の作品が書かれているもの、それからグラデーションを用いたもの、5色以上の色を使用したものなどを無効といたしました。

2番目の年齢別応募状況、3の住所区分別応募状況については、説明を略させていただきますと思います。

36ページをお開きいただきたいと思います。

第二次選定候補作品は15点でございます。その一覧表でございます。第一次選定は調整会議におきまして行われたわけですが、有効作品数370点を8つの群に分けてそれぞれの群から十数点を選んで候補作品の絞り込みを行いました。その中から最終的にこの15点が第二次選定候補作品として選定されたわけでございます。

37ページから実質は38ページですが、38ページから52ページまでは、第二次選定候補作品を1点ずつカラーとモノクロで、またバッチ等に使用することもあるために縮小したものも載せてございます。もうご覧になったかと思いますが、そういう形で載せてございます。

既にご覧になっていると思いますので、個々の説明は省略をさせていただきますと思います。

選定に当たってのお願いでございますが、全国の事例の中には市章や町章に選定されたデザ

インの類似調査というのを行った後、せっかく類似調査を行ったにもかかわらずその後になって非常によく似たデザインがあることがわかりまして、次の候補を繰り上げて採用したというところが幾つかございます。当協議会では当初そういったことは想定しておりませんでした、万が一のために次点1点を選定していくことが望ましいということで、その選定も本日はお願いしたいと思っております。したがって、本日の第二次選定では、最終的に新町の町章となる優秀賞1点、これを選定するほかに次点1点を含む佳作4点を選定していただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その選定の進め方でございますが、よりふさわしいデザインをより慎重に選定するというところから考えますという、いきなり優秀賞をとということではなくて、まず15点の中から5点を絞り込んでいただきまして、次にその5点の中から優秀賞、次点を選定していただくというふうに進めていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今、説明がありましたように調整会議で選考した15点の中から5点を選んでいただいて、その5点の選び方ですけれども、どのようにしたらよろしいでしょうか。どうぞ。

委員（岩村文郎君） 馬頭町の岩村でございます。

ここに挙げられた15点、本当に素晴らしいデザインと思っております。協議で選ぶのは本来でしょうが、なかなかそれぞれ協議委員さん思いがあつて頭に浮かんでいるのかなと思つています。投票でまず5点を選ぶという方法が一番よいのかなと思つていますので、いかがでしょうか。

議長（川崎和郎君） 今、岩村委員さんから投票によって選ぶべきだとかこういうふうなご意見がありました、ほかにございせんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） それでは、投票による選考ということによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（福島泰夫君） 投票の仕方ですけれども、1点だけ選んで上位5点選ぶのか、あるいは複数選んで上位5点選ぶのか、そこらも話した方がよろしいんじゃないでしょうか。そういう考えは、2番目が必ずしも皆さんが考える2番目と限らない場合もあるかと思うんですよ。みんなが1点だけに絞ると、そういうことで協議をお願いします。

議長（川崎和郎君） 今、選考方法は投票ということで、その投票についての事務局の案はありますか。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、投票の場合もあるかということで、一応事務局内で検

討した案を申し上げたいと思います。

今、お配りしておりますのがその投票の場合の方法、これをフロー図にしたものでございます。ご覧をいただきたいと思います。

(資料配付)

事務局長(齋藤裕一君) よろしいでしょうか。

まず、15点を5点にしまして、5点の中から優秀賞1点を選びますが、2点を選びましてそして最終的に1点ということになります。まず15点、一応事務局内部の検討の中では1人1票という形で投票していただきまして、得票順位1位から5位これを採用する。同得票数によって5位までが特定できない場合、同点5位が幾つかあった場合、そんな場合には決選投票を行うというものでございます。

そういうことで、とにかく5点を選ぶということをやります、その後でその5点の中から2点を選ぶ、この2点は優秀賞、あるいは次点作になるものでございますが、これも1人1票、得票順で1位、2位を選定する、この場合も同点、同得票数があった場合には、1位、2位が特定できるまで決選投票という形でございます。さらにこの2点の中からいずれかを優秀賞として選んでいただくということですが、この5点から2点に選ぶときに最終候補とここで呼んでいますが、最終候補投票で過半数を獲得した場合にはそのままそれを優秀賞とするということで、2分の1を超えないまま2点選ばれた場合には協議、あるいは場合によっては投票ということもあるかもしれませんが、それによって最終的に優秀賞を1点選んでいただくという形になるかと思えます。

下にありますように、5点の中から2点を選びますが、そこに選外になった3点、それから2点選んだ中で優秀賞にならなかった方を次点としまして、さらにこの4点を佳作とするという形でございます。

一応このような形でやりたいと思いますが、またこの投票につきましては簡易な投票というような形で、投票箱を正式に設けて立会人を置くという形ではなくて、この場でもって皆さんの前で投開票を行いまして、そういったことについては投票立会人、開票立会人等については、特に指名をしないでやりたいということでございます。

以上です。

議長(川崎和郎君) 今の説明でよろしいでしょうか。説明がちょっと丁寧だったからとりあえず。

はい、どうぞ。

委員(亀田 昇君) 小川町の亀田です。

15を5に絞る際、1人1票という今事務局のお話しでしたけれども、1人1票では23、4

人しかありませんので、それではちょっと偏りが出てしまうのではないかと思いますので、1人2票、2点選ぶぐらいの方が絞り込むのにはちょうどいいのではないかなと思うんですけども、その辺ひとつお諮り願いたいと思います。

議長（川崎和郎君） 今の亀田さんのご意見でお1人2票とこういうふうなご意見ですが、賛成があったようですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、1人2票ということをお願いしたいと思います。絶対これがいいといえばそれもいいのではないですか。

（投票用紙配付）

事務局長（齋藤裕一君） ただいま投票用紙をお配りしておりますけれども、を1つ付けてくれというふうに書いてありますが、それは2つというふうに読み替えていただきたいと思います。恐れ入ります。投票は符号欄に印1つ付けてくださいと書いてありますが、符号欄に2つ付けると、2票ということですので、いずれかの作品を1つ選んで、またいずれの作品を1つ選んで、を2つどれかに付けるということでございます。くれぐれも同じ作品に2つ付けないようにお願いしたいと思います。

記入お済みでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

事務局長（齋藤裕一君） 記入が済みましたならば職員が投票箱を持って回りますので、その箱に入れていただきたいと思います。

（投票）

事務局長（齋藤裕一君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う声あり）

事務局長（齋藤裕一君） それでは、開票作業に入らせていただきます。

議長（川崎和郎君） その間、暫時休憩しましょう。

午後 2時46分 休憩

（開票）

午後 2時50分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開します。

投票結果を発表します。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、まず得票数を発表いたします。一応受付番号順に申し上げてその後説明いたします。

受付番号9番が1票、次31番は4票、63番が1票、84番が8票、143番が7票、202番が11

票、206番が1票、326番が1票、337番が1票、346番ゼロ、354番2票、367番5票、370番ゼロ、375番ゼロ、388番4票ということで、31番と388番が同点5位になっておりますので、決選投票という形になります。31番と最後の388番が4票で同率5位ということですので、決選投票をお願いしたいと思います。

(「挙手で」と言う声あり)

事務局長(齋藤裕一君) ただいま決選投票というふうに申し上げましたが、挙手でいいんではないかというような話もございますが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

事務局長(齋藤裕一君) それでは挙手でお願いしたいと思います。よく見ていただいて、向かって左が31番です。それでは31番がいいという方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

事務局長(齋藤裕一君) 12です。

本日は23名ですので、過半数を超えていますので、31番が5点の中に入るとのことでございます。残りは388番の方です。

一度5点一応確認いたしますが、31番、84番、143番、202番、367番でございます。ご覧の5点、今黒板の方に貼りましたけれども、この5点が最終的に5点に決まりました。

これから2点を選んでいただくという形になるかと思いますが、一応案の方では1人1票になっておりますが、そのままよろしいですね。

(「はい」と言う声あり)

事務局長(齋藤裕一君) それでは1人1票ということで投票をお願いしたいと思います。

投票用紙を配りますが、今度は印ではなくて受付番号31、84、143、202、367、その番号を書いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(投票用紙配付)

事務局長(齋藤裕一君) 記入が終わりましたならば職員が回りますので、投票をお願いします。

(投票・開票)

事務局長(齋藤裕一君) それでは、投票結果を報告いたします。

31番が1票、84番が3票、143番が6票、202番が11票、367番が2票でございます。

1位、2位は202番と143番になります。このいずれかが優秀賞、そして次点という形になるということになります。過半数をいっておりませんので、ここでご協議いただいてどちらかを優秀賞として決めていただきたいと思います。

(「挙手で」と言う声あり)

事務局長（齋藤裕一君） これも挙手でというような話がございますが、挙手でいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

事務局長（齋藤裕一君） それでは、番号の若い方からいきたいと思います。

143番が優秀賞、町の町章としてよろしいと思う方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

事務局長（齋藤裕一君） 一応念のため202番の方が町の町章としてはいいと思う方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

事務局長（齋藤裕一君） 受付番号143番が8名、202番が15名となりました。

議長（川崎和郎君） それでは投票により新町の町章は、受付番号202番とすることに決定をいたしました。ありがとうございました。（拍手）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時03分 休憩

（写真撮影）

午後 3時06分 再開

議長（川崎和郎君） では、再開いたします。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、ただいま優秀賞として町の町章になることが決まりましたデザインについて説明をいたします。

応募者は愛知県の方で、服部信浩さんという方です。会社員の方でございます。それから、次点になった作品を書いた方は、福岡県の福岡市の方で栗山さんという方でございます。自営業の方です。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 年齢。

事務局長（齋藤裕一君） 優秀賞の方は43歳の男性です。それから、次点の方が37歳の男性ということです。

もう一度申し上げます。優秀賞の方、服部信浩さん、愛知県の服部信浩さん、会社員、43歳、男性です。

それから、次点の方が福岡県です。栗山照州、テルは天照の照らすですね。クニは州です。野州とか上州の州です。自営業の方で37歳、男性でございます。

議長（川崎和郎君） 各委員の皆さんのご協力によりまして事務局が用意いたしました協議事項につきましては、すべて終了いたしました。

その他に入ります。

局長の方から説明願います。

事務局長（齋藤裕一君） それでは、その他の方の説明に入ります。

その他3つございまして、これを続けて説明をさせていただきたいと思えます。

まず、53ページをお開きいただきたいと思えます。

廃置分合についてでございますが、6月16日の県議会の議決を経まして、6月20日に栃木県知事の町の廃置分合の決定が行われましたが、その写しでございます。

54ページをお開きいただきたいと思えます。

県知事の廃置分合決定の後、総務大臣に届け出が行われまして、7月14日に町の廃置分合に係る総務大臣告示がなされました。その官報の抜粋でございます。これによりまして2町の合併の効力が発生したことになります。

以上でございます。

次に、2番目、55ページになりますが、町長職務執行者及び行政委員会委員等の選任方法についてということで、委員の皆様にはご理解をいただいております。これによりまして2町の合併の効力が発生したことになります。

枠の中で網かけになって少し黒くなっている部分ですね、この部分につきましては暫定的なものをこのようにいたしました。

まず最初に、首長職務執行者でございますが、選任の方法といたしましては、合併関係市町村の首長の中からあらかじめ首長による協議を行いまして、選任する、選定するということとなります。任期は新しい首長が選出されるまでの間、選挙日の当日までということとなります。

次に、首長は設置選挙による選挙、市町村の設置の日から50日以内に行うということでございます。任期は4年、これは選挙の日から起算するというようになっております。

それから、助役については、新首長が議会の同意を得て選任する。4年でございます。

なお、備考の方でございますように選任は首長に付与された職務権限というふうに考えられておりますので、職務執行者が行うものではなくて、首長が選出された後、当該首長が議会の同意を得て選任することが適当であるとされております。

次に、暫定の収入役職務代理者でございます。職務執行者は収入役の職務代理者を選任しておくことが必要となるということでございます。あらかじめ収入役の職務代理者の選任については、合併関係市町村で意思統一を図るということになっております。正式な収入役が選任されるまでの間ということでございます。

収入役ですが、新首長が議会の同意を得て選任すると、任期は4年でございます。これまた助役と同じように首長に付与された職務権限ということになっております。

次のページへいきまして、暫定の選挙管理委員会委員でございますが、選任の方法は、合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選によるということになっております。4人でございますが、任期は議会において正規の委員が選挙されるまでの間ということになっております。

次に、選挙管理委員会の委員でございますが、正式な委員は議会において選挙されて決まると、任期は4年でございます。

次に、暫定の教育委員会委員、職務執行者が合併関係市町村の教育委員会の委員であった者のうちから臨時に選任をするということになります。任期は首長選挙後の最初の議会の会期の末日までの間ということになっております。

次に、正規な教育委員会委員につきましては、新首長が議会の同意を得て任命するということになります。この場合の任期は4年の任期が2人、3年が1人、2年が1人、1年が1人ということになっております。

次に、行政委員会のうちの固定資産評価審査委員会委員ですが、職務執行者が合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任し、委員に充てることのできるということでございます。それから、任期は新首長が選任されるまでの間。それから首長の選任された後ですが、新首長が合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任して委員に充てることのできるということになっております。任期につきましては、議会の同意を得て正式な委員が選任されるまでの間ということでございます。

その次が正式な固定資産評価審査委員会委員でございますが、首長が議会の同意を得て選任する、任期は3年。

監査委員ですが、新首長が議会の同意を得て選任するとなっております。備考の方に目を通していただきたいんですが、職務執行者は選任に緊急性がなく、議会の同意を得て選任する監査委員については、選任することができないというふうになっております。

その次が農業委員会委員、選任による委員でございますが、まず新首長の選挙前に初議会が開かれる場合、首長職務執行者が関係団体及び議会の推薦により選任をするということになります。任期は選挙による委員の任期に同じということでございます。首長の選挙後に初議会が開催される場合には、新首長が関係団体及び議会の推薦により選任するという形になります。

57ページですが、附属機関（審議会等）の委員につきましては、この選任方法は職務執行者が専決処分を設置する附属機関は、法令で義務づけられている審議会等1日の空白期間も許されないもの、事務執行・施設の設置条例の中で設置が規定されているもので、緊急性があるものについては、選任してもよいというふうにされております。

なお、この場合備考にあります。職務執行者が選任した委員について選挙後において新首長が再度任命する必要はないというふうにされております。

次のページ、58ページでございますが、住所変更に伴う手順でございます。

10月1日の合併によりまして、まず馬頭町、小川町の町名が那珂川町に変更になるほか、字名については現在の字の名称から大字を削除した名称になるということで、住所の変更になるわけでございます。この住所の変更に伴いまして、住所の記載のあるものについて、住所変更の手続が必要な場合がございます。また、住所変更の必要がないのかという問い合わせも予想されます。そういったことから、役場関係及び国・県関係で町民の皆さんに身近な項目を挙げまして、この手続の有無を始め具体的な手続等をまとめたものでございます。

ここに挙げた項目は、とりあえずお知らせすべきではと思われるものに限定したものでございます。この項目のほとんどが住所の変更に伴う手続は必要ございません。内容につきましては見ていただければわかるものでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、このほかにも多数の項目がございますが、詳細につきましてはこれらの項目を含めましてガイドブックに取りまとめ、9月に各戸配布をする予定で現在作業を進めておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局長から説明がありました。この件に関しまして質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 何もございませんようですので、これで本日の会議を終了させていただきます。

4 閉 会

議長（川崎和郎君） 皆様のご協力によりまして協議会がスムーズに進められましたことに感謝を申し上げ、閉会といたします。ありがとうございました。（拍手）

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

なお、事務局から次回の協議会なんです。9月22日、小川町の総合福祉センターにおいて開催する予定になっております。よろしくお願いしたいと思います。

